

《トクー!国内募集型企画旅行ご旅行条件書》

1.本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の4に定める「取引条件説明書面」および同法第 12 条の5に定める「契約書面」の一部となります。

2.募集型企画旅行契約

(1)この旅行はクーコム株式会社(東京都知事登録旅行業第 2-4981 号)(以下「当社」といいます。)が旅行企画・募集する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。

(2)契約の内容・条件は、ホームページ、本旅行条件書、当社の「旅行業約款」(以下「約款」という)のほか、お客様に最終確認していただく契約書面によります。

(3)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」という)の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

3.お申し込み

(1)当社ホームページにて必要事項をご記入の上お申し込みいただきます。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した旨の通知がお客様に到達した時に成立するものいたします。ただし、提携会社のカードよりお客様の旅行代金のお支払がいただけない旨の通知があった場合、その場合の旅行契約は自動的に解除となります。

(2)当社は電話による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。旅行契約は、ホームページ同様、当社が契約の締結を承諾した旨の通知がお客様に到達した時に成立するものいたします。ただし、提携会社のカードよりお客様の旅行代金のお支払がいただけない旨の通知があった場合、その場合の旅行契約は自動的に解除となります。

(3)お申し込みの段階で、空席・空室確認、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様にお待ちいただくことがございます(この状態を「リクエスト」といいます)。この場合の旅行契約は、お客様をリクエストのお客様として登録し、予約可能となるよう手配努力をし、その結果、予約可能となり、当社が契約の締結を承諾した旨の通知がお客様に到達した時に成立するものいたします。ただし、提携会社のカードよりお客様の旅行代金のお支払いがいただけない旨の通知があった場合、その場合の旅行契約は自動的に解除となります。リクエスト登録は予約完了を保証するものではありません。

4. 申込条件

- (1)お申し込み時点で 20 歳未満の方は保護者の同意書が必要です。旅行開始時点で 15 歳未満の方は、保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2)特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合いたしない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (4)お客様が、当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (5)お客様が、風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社の信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (6)慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっていられる方、妊娠中の方、身体に障がいをお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。なおこの場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者/同伴者の同行などを条件とさせていただくか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- (7)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。
- (8)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。
- (9)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (10) その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面のお渡し

当社は旅行契約成立後速やかに旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。お渡し方法は、電子メール、インターネットでのご案内を含みます。

6.旅行代金のお支払い

当社とお客様は第 22 項に規定する通信契約を締結し、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無くして旅行代金(申込金、追加代金として表示したものを含みます)や第 15 項に規定する取消料・違約料、第 10 項に規定されている追加料金及び第 13 項記載の交替手数料をお支払いいただきます。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

7.旅行代金について

旅行代金とは、旅行代金に追加代金を加え、割引代金を差し引いた金額をいいます。この合計金額は取消料、違約料、変更補償金を算出する際の基準となります。

8.旅行代金に含まれるもの

- (1)契約書面に明示した運送機関の運賃・料金(アップグレード明示の無い限り、普通車・エコノミークラス)、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税。
- (2)その他ホームページ等において、旅行代金に含まれる旨表示したもの。上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

9.旅行代金に含まれないもの

前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示します。

- (1)超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分について)。
- (2)空港施設使用料。
- (3)クリーニング代、電話料、その他追加飲食等個人的諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
- (4)傷害、疾病に関する医療費
- (5)集合・解散地点までの交通費および旅行開始日前日、旅行終了日当日等の宿泊費
- (6)ご希望者のみ参加されるオプション・ツアー(別途料金の小旅行)の料金。
- (7)その他ホームページ等で〇〇料金と称するもの
- (8)運送機関の課す付加運賃・料金(燃油サーチャージ)
- (9)宿泊機関が課す諸税

10.追加料金

第7項でいう「追加料金」は、以下の料金をいいます。(あらかじめ旅行料金に含めて表示した場合を除きます。)

- (1)ホテルまたは部屋タイプのアップグレードのための追加料金。
- (2)1人部屋を使用される場合の追加料金(大人・子供一律1名様)
- (3)「食事なし」コース等を基本とする「食事つき」コース等との差額料金。
- (4)ホテルの宿泊延長のための追加料金
- (5)ホームページ等で当社が「追加料金」と称するもの。

11.旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

12.旅行料金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行料金及び追加料金、割引料金の額の変更は一切いたしません。

- (1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行料金を変更いたします。ただし、旅行料金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- (2)当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行料金を減額します。
- (3)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行料金を減額します。
- (4)第11項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足(オーバーブック)が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行料金を変更します。

(5)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をホームページ等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

13.お客様の交替

(1)お客様は、当社の承諾を得た場合に限り、契約上の地位を、お客様が指定した第三者に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を当社に報告していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。(既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。)

(2)旅行契約上の地位の譲渡は、当社が承諾かつ手数料を受理したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合がございます。

14.旅行契約の解除・払い戻し

(1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合にはホームページ・本旅行条件書等に記載の取消料を、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

(2)当社の責任とならないローンの取扱上の事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。

(3)お客様のご都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を収受します。

15.旅行開始前の解除

(1)お客様の解除権

1. お客様は取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、平日の10時～16時にお受けします。お申し出の期日により取消料の額に差が生じることもありますので、営業日、連絡先等はお客様自身でも必ずご確認をお願いいたします。
2. お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除することができます。
 - a. 第11項に基づき、旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第21項に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限りです。
 - b. 第12項に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
 - c. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きい時。

- d. 当社がおお客様に対し、第 5 項に記載の契約書面をお渡しできなかったとき。
 - e. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
3. 当社は本項【1】により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金から所定の取消料を差し引いて払い戻しをいたします。また本項(1)の【2】により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金の全額を払い戻しいたします。

取消料

取消日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日 目(日帰りにあたっては 10 日 前まで)に 当たる日以降 8 日目に当たる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日 目 に当たる日以降 2 日目に当たる日まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始当日	旅行代金の50%
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%

(2)当社の解除権

1. 当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項の【1】に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
2. 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
 - a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年令・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - b. お客様が第 4 項の(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明した場合。

- c. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - d. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - e. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 - f. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、ホームページ等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
3. 当社は本項(2)の【1】により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項(2)の【2】により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金の全額を払い戻しいたします。

16.旅行開始後の解除

(1) お客様の解除権

- 1. お客様のご都合により旅行計画を解除または途中で一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- 2. お客様の責に帰さない事由によりホームページ、契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられなくなった場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を取消料を支払うことなく一部解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻しいたします。

(2) 当社の解除権

- 1. 当社は旅行開始後であっても、次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
 - a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
 - b. お客様が第4項の(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明した場合。
 - c. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示への違背、又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - d. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊期間等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- 2. 本項(2)の【1】に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・

違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

3. 本項(2)の【1】のa、dにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。
4. 当社が本項(2)の【1】の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとして扱います。

17.旅行代金の払い戻し

(1)当社は、第12項(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合、お客様もしくは当社が旅行契約を解除し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはホームページ、旅行契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。

(2)本項(1)の規定は、第18項(当社の責任)又は第20項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様または当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

18.当社の責任

(1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者の故意または過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。

(2)お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。

1. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
2. 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
3. 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
4. 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
5. 自由行動中の事故
6. 食中毒
7. 盗難
8. 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

9. その他当社の関与し得ない事由

(3)手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、旅行者1人あたり最高15万円まで賠償いたします。当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。

19. 特別補償

(1)当社は前項の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金・後遺障害補償金・入院見舞金及び通院見舞金を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金を支払います。

(2)本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨ホームページ、パンフレットに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。

(3)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

(4)当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。

(5)当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものいたします。なお、当社がこの特別補償規程に基づく責任を補償する保険に加入している場合には、補償金又は見舞金が保険会社より支払われることがあります。

20. お客様の責任

(1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被った場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2)お客様は、当社と旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3)お客様は、旅行開始後において、ホームページ・契約書面等に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、または当該旅行サービスの提供者に申し出なければなりません。

21.旅程保証

(1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の【1】から【3】で規定する変更を除きます)は、第7項で定める旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第18項に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部または一部として支払います。

1. 次に掲げる事由による変更の場合は、変更補償金を支払いません。ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。
 - a. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
 - b. 戦乱
 - c. 暴動
 - d. 官公署の命令
 - e. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 - f. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - g. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
2. 第15項及び第16項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分にかかわる変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
3. ホームページ等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

(2)本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

(3)当社はお客様が同意された場合、相応の物品・旅行サービスの提供をもって変更補償金の支払にかえさせていただくことがあります。

- 変更補償金
変更補償金の額=1件につき下記の率×旅行代金

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
----------------	-----------------------	--------------------

1. ホームページ又は契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
2. ホームページ又は契約書面に記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含みます)その他の旅行目的地的地の変更	1.0%	2.0%
3. ホームページ又は契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額がホームページ又は契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りま	1.0%	2.0%
4. ホームページ又は契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
5. ホームページ又は契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる 空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
6. ホームページ又は契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%

7. ホームページ又は契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
8. ホームページ又は契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	2.5%	5.0%

注 1: ホームページの記載内容と契約書面の記載内容との間又は契約書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき 1 件として取り扱います。

注 2: 9に掲げる変更については、1~8の料率を適用せず、9の料率を適用します。

注 3: 1 件とは、運送機関の場合 1 乗車船毎に、宿泊機関の場合 1 泊毎に、その他の旅行サービスの場合 1 該当事項毎に 1 件とします。

注 4: 478に掲げる変更が 1 乗車船又は 1 泊の中で複数生じた場合であっても、1 乗車船又は 1 泊につき 1 変更として取り扱います。

注 5 :34に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1 泊につき 1 件として取扱います。

注 6: 運送機関の会社名の変更、宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものをいいます。

注 7:運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

22.通信契約による旅行条件

当社は、当社又は当社の募集型企画旅行を当社を代理して販売する会社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員との間で、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申し込みを受けて旅行契約(以下「通信契約」といいます。)を締結する場合があります。通信契約は、当社が旅行者に対して有する募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ当該募集型企画旅行契約の旅行代金等を、当社約款の第十二条第二項、第十六条第一項後段、第十九条第二項に定める方法により支払うことを内容とする旅行契約をいいます。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。

(1)本項でいうカード利用日とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。

(2)申し込みに際し、クレジットカード番号、カード有効期限等を当社に通知していただきます。

(3)通信契約による旅行契約は、e-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

(4)当社は提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金又は取消料の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は契約成立日とします。

(5)契約解除のお申し出があった場合、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内(減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内)をカード利用日として払い戻します。

(6)与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除いたします。

23.国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。これらに備えて、お客様ご自身で必ず国内旅行保険に加入されることをお勧めいたします。

24.個人情報の取扱い

個人情報保護方針

クーコム株式会社(以下、「当社」といいます。)は、インターネット旅行予約を主軸とした事業を継続する上で個人情報は当社の重要な資源であり、個人情報を適正な方針に基づき管理することが当社の社会的責務であると認識しております。従いまして、当社は個人情報保護に関する方針を以下のように定め、役員・従業員および関係スタッフに周知徹底し、個人情報保護に努めます。

1. 当社は、個人情報保護の責任者を配置し、個人情報の取り扱いについて社内規程を定め、適切な管理体制の構築に取り組みます。
2. 当社は、個人情報をお預かりする際には、その収集目的をお知らせし、その目的の範囲内で利用いたします。
3. 当社は、あらかじめご本人から同意を頂いている場合や法令で認められている場合等、特段の事情がない限り、提供頂いた個人情報の第三者への提供、開示はいたしません。
4. 当社は、個人情報の処理を外部委託する際には、委託先に対して個人情報の漏えい、再委託を行わないよう契約により義務づけ、適切な管理を実施いたします。
5. 当社は、個人情報に関しての対応窓口を設置し、ご本人が個人情報の開示、訂正等を希望される場合には、合理的な範囲で遅滞なく対応いたします。
6. 当社は、個人情報を最新かつ正確な状態に保ち、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改竄および漏えいを予防並びに是正する措置を講じます。

7. 当社は、保有する個人情報に関して、適用される法令、及びその他の規範を遵守し、コンプライアンスプログラムの継続的改善を行ってまいります。

平成17年04月01日制定・施行

平成19年05月28日改定

クーコム株式会社 代表取締役 西村恵治

【個人情報に関してのお問合せ窓口】

E-Mail アドレス: info@coocom.co.jp

住所: 東京都新宿区西新宿6-15-1 セントラルパークタワー ラ・トゥール新宿 405

担当部署: カスタマーサポート

個人情報の取り扱いについて

(1)当社は、旅行申し込みの受付に際し、所定の申込書に記載された項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であって、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申し込み、ご依頼をお引き受けできないことがあります。

(2)当社は、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用し、また、お申し込みいただいたホームページ等に記載された運送・宿泊機関等及び保険会社、手配代行者に対し、電子的方法等で送付することにより提供いたします。その他、当社は、当社及び当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、旅行参加後のご感想提供のお願い、アンケートのお願い、特典サービスの提供、統計資料の作成に、個人情報を利用させていただくことがあります。

25.旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、ホームページに明示した日となります。

26.その他

(1)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(2)旅行にご参加いただくことにより、航空会社マイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問い合わせ、登録等はおお客様ご自身で当該航空会社へ行なっていただきます。また、座席配列、通路側、窓側のご希望は必ずしもお受けできません。

(3)旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承ください。